

議会運営委員会会議録

(令和2年5月26日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和2年5月26日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）令和2年第2回栄町議会定例会の付議事件について

| | |
|-----------|-----|
| 1. 町長提出議案 | 20件 |
| 人事案件 | 4件 |
| 条例の一部改正 | 10件 |
| 土地の取得について | 1件 |
| 補正予算 | 3件 |
| 報告 | 2件 |

2. 印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙

（2）諸般の報告について

| | |
|----------------|----|
| 1. 現金出納の検査結果報告 | 3件 |
| 2. 議員派遣報告 | 1件 |

（3）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（4）その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君
委員 大野 信正 君
委員 大塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 橋本 浩 君

副議長 大野 徹夫 君

説明のため出席した者

総務課長 奥野 陽一 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和2年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、副議長、また執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、橋本議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（橋本 浩君） 皆さん、あらためましてこんにちは。お忙しい所ご苦勞様でございます。皆さんご存じかもしれませんが、昨日、千葉県の特例事態宣言が解除ということではございますが、まだまだ三密回避だとか、そういった注意事項、要請は県の方から残っているの、我々もそれに準じて少しでも栄町の活気が出てくるように、一緒になってやっていければと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は6月2日の火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が20件、その内訳といたしまして、諮問を含めた人事案件4件、条例の一部改正10件、土地の取得が1件、補正予算3件、報告が2件となっています。また、一般質問につきましては、前回の議会運営委員会において、今定例会では実施しないことになっております。

また、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙がございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

それでは初めに、町長提出議案等20件につきまして、奥野総務課長より説明をお願いします。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） それでは、令和2年度第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、ご説明をいたします。

まず、町からの提出予定議案でございますが、ただ今委員長からありましたように、人事案件が4件、条例の一部改正が10件、土地の取得が1件、令和2年度補正予算が3件、継続費繰越計算書の報告が1件、繰越明許費繰越計算書の報告が1件で合計20件でございます。

それでは、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」所管は総務課でございます。内容は、人権擁護委員である吉岡浩氏の任期が本年9月30日をもって満了となるため、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は3年でございます。

ます。

続いて、議案第1号「栄町監査委員の選任について」所管は総務課です。

内容は、本年4月30日をもって議員の任期が満了となったことに伴い、議員のうちから選任する栄町監査委員として新たに大野博議員を選任すべく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第2号「栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」所管は総務課です。

内容は、栄町固定資産評価審査委員会委員である杉田秀樹氏の任期が本年6月30日をもって満了となるため、同氏を再任すべく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は3年でございます。

続いて、議案第3号「栄町教育委員会委員の任命について」所管は総務課です。

内容は、栄町教育委員会委員である大久保雅従氏の任期が本年6月30日をもって満了となるため、同氏を再任すべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

続いて、議案第4号「栄町税条例の一部を改正する条例」所管は税務課になります。

内容は、地方税法等の改正を踏まえ、個人町民税に係る所得控除の対象範囲の拡大、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例、たばこ税の課税方式の見直しなど所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号「栄町都市計画税条例の一部を改正する条例」所管は税務課でございます。

内容は、地方税法の改正を踏まえまして、条例中で引用する同法の条名について、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第6号「栄町手数料条例の一部を改正する条例」所管は住民課になります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により通知カードが廃止され、また、これに伴い関係省令の名称が変更されたことから、本条例に規定している通知カードの再交付手数料を削除するとともに、同省令の名称を変更するなどの改正を行うものでございます。

続いて、議案第7号「栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございます。所管は福祉・子ども課になります。

内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえまして、連携施設の確保を不要とする要件の追加を行うとともに、居宅訪問型保育の提供について明確化するものでございます。

続いて、議案第8号「栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございます。所管は福祉・子ども課になります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に

関する基準の改正を踏まえ、連携施設の確保を不要とする要件の追加など所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第9号「栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。所管は福祉・子ども課になります。

内容は、千葉県の通知に基づき精神に障害を有する者を医療費の助成対象に加えるとともに、地方税法の改正により未婚のひとり親に関する所得割の算出が不要となるため削除するなど所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第10号「栄町介護保険条例の一部を改正する条例」所管は健康介護課でございます。

内容は、災害等が発生した場合における介護保険料の減免の申請期限の特例を追加するとともに、介護保険法施行令の改正を踏まえた所得段階の第1段階から第3段階までの者に対する介護保険料の軽減など所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第11号「栄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」所管は住民課でございます。

内容は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正によりまして、後期高齢者医療に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給制度が創設されたことから、栄町が処理する事務に、傷病手当金支給申請の受付を追加する改正を行うものでございます。

続いて、議案第12号は「栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例」でございます。所管は住民課になります。

内容は、国の要請に基づきまして、国民健康保険に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどの一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給する制度を創設する改正を行うものでございます。

続いて、議案第13号「栄町消防団条例の一部を改正する条例」所管は消防総務課になります。

内容は、栄町消防団員が従事する職務に対する費用弁償について、印旛郡市内の市町では一律の基準により職務内容ごとに費用弁償を支給していることから、それと均衡を図るため、支給する基準及び費用弁償の額を一律とするものでございます。

続いて、議案第14号は「土地の取得について」ということで、所管は教育総務課になります。

内容につきましては、ふれあいプラザさかえの駐車場用地に、栄町学校給食センターを建替えることから、代替分として土地を取得するため、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この本議案につきましては、取得先の個人情報が含まれておりますので、議会での議

案説明の際には、当該個人情報を明示しない形で説明させていただきたいと思っております。同時に、報道であるとか傍聴者へ配布する議案に係る個人情報の部分については黒塗りとしてありますので、ご承知おきください。

議員の皆様には配付します議案には全て記載しておりますので、個人情報の取扱いについて特段の御配慮をお願いするものでございます。

続きまして、議案第15号から議案第17号につきましては、令和2年度における3会計の補正予算について地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管は財政課になります。

これにつきましては、誠に申し訳ございませんが、補正予算書案につきましては、現在調整中でございますので、今日は概要についてのご説明とさせていただきます。

初めに、議案第15号令和2年度の栄町一般会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億1千500万円を増額する予定で調整をしているところでございます。

続いて、議案第16号令和2年度の栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約180万円増額する予定で調整しております。

続いて、議案第17号は令和2年度の栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約18万円増額する予定で調整しております。

続いて、報告第1号になりますが、継続費の繰越計算書についてということで、所管は財政課です。

概要でございますが、令和元年度栄町の矢口工業団地拡張事業の特別会計補正予算（第1号）第1条により変更した継続費の令和元年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逡次繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

最後に、報告第2号繰越明許費の繰越計算書についてということで、所管は財政課になります。

概要ですが、令和元年度栄町一般会計補正予算（第9号）第2条により定めました繰越明許費について翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

以上、町からの提出予定議案等につきましては以上といたしますが、ここで皆様方にご検討していただきたい事項が1点ございます。

議案第15号の令和2年度の栄町の一般会計の補正予算（第3号）につきましては、主に今回の新型コロナウイルス感染予防の関係の地方創生交付金の補正予算となっております。その

中身は、町内の中小企業事業者への給付金とか、医療・福祉事業者への応援協力金であるとか、会計年度職員の採用などになっております。ですから、できれば早急にこの制度を周知いたしまして、一刻も早く着手したいというのが町の希望でございます。他の自治体の方でも、毎日、新聞などで臨時会を開いて決定したとか、いろんな支援を始めるというのが出ておりますので、栄町も早くこれを公表して始めたいと思っておりますので、この後、全員協議会で、各関係課長のほうから、その交付金の補正内容を説明させていただきますので、議会の初日、議案の説明の後に質疑・討論、採決までしていただくことにつきまして、この場でご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは以上です。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、何か質疑があればお願いします。

一つだけよろしいですか。議案第14号の土地の取得に対してなんですけども、これはマル秘にしておくというところがございますが、それは、黒塗りにするとか、なんかそこは書かないとか何とか、そういう方法ですか。

○委員長（野田泰博君） 奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） 報道とか傍聴の方に配る際には、黒で塗り潰します。

皆様には塗りつぶしてないので議案はやりますが、外に出す場合には、個人名が入っておりますので、塗りつぶささせていただくということでございます。

○委員長（野田泰博君） 以前、そういうのがあって議員が知っちゃって、矢口の工業団地の所に行って、なんか話された議員がいらっしゃいました。それで少し混乱したことがありましたけども、これは、結局は同じ形で、議員に知らせるということは、議員が動き出すという可能性はすごくあるんですね。そこらへんの配慮はどういうふうにするのか。

○委員長（野田泰博君） 野平事務局長。

○総務課長（野平薫君） それについては、議員の皆様には守秘義務が課せられているので、議会で知り得たものを外に口外しては困りますので、ようするにそれは、完全な法令違反になりますから。それはいっさい口外しないということです。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） それは、全員協議会で周知ですか。

○委員長（野田泰博君） 野平事務局長。

○総務課長（野平薫君） その辺は話しをします。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 議会報告で流してしまう議員もいますので。

○委員長（野田泰博君） 野平事務局長。

○総務課長（野平薫君） ですからそういう個人名は、今特に個人のプライバシーの関係です

とか、そのへんは話しをしたいと思います。

○委員長（野田泰博君） ほかに質疑はないようでしたら、ここでお諮りいたします。

諮問第1号並びに、議案第1号から議案第3号は、いわゆる人事案件ですので、先例により初日の2日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思います。

また、先程奥野総務課長から説明のとおり、議案第15号令和2年度一般会計補正予算第3号についても、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思います。が、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

ご異議がないようですので、諮問第1号及び議案第1号から議案第3号並びに議案第15号は、初日の2日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

○委員長（野田泰博君） 町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

続きまして、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 令和2年7月17日をもって印旛利根川水防事務組合議会議員の任期が終了するので、6月議会定例会での選挙依頼の文書を印旛利根川水防事務組合管理者からいただきました。議員の定数につきましては3名でございます。そのうち1名が学識経験を有する者ということでございます。選挙の方法につきましては、投票による選挙若しくは地方自治法第118条の第2項の規程による議長からの指名推選がでございます。任期につきましては4年、令和6年7月17日まででございます。

なお、選挙の方法につきましては、これから後に行われます全員協議会におきまして、ご協議いただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明のありましたとおり、選挙につきましては全員協議会の場で協議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明願います。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告書といたしまして、令和2年3月期分から5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、議員派遣報告ですが、令和2年2月25日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示させていただいております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

○委員長（野田泰博君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長よりご説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。会期といたしましては、6月2日（火）10時に招集されまして、翌週12日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日2日は10時に開会されまして、行政報告、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の受理報告、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙、そして、町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先程決定されました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、それから議案第1号栄町監査委員の選任について及び議案第2号栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第3号栄町教育委員会委員の任命について並びに議案第15号栄町一般会計補正予算第3号は、質疑・討論のあと採決まで行っていただければと思います。その後、6月3日から議案調査のための休会に入りまして、週明けて一般質問は中止となりましたので、最終日10時から議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、只今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号及び第2号を作成しております。まず、初日2日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、先程申し上げました、町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、先程ありました、人事案件の諮問第1号と議案第1号及び議案第2号及び議案第3号並びに議案第15号については、採決までお願いいたします。

次に、第2号で、議案の質疑・討論・採決、以上のような日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、3番大塚議員、4番岡本議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただいま事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議ないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、その他ですが、初めに事務局長から何かありますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということで、6点程ありますのでお願いいたします。

まず、1点目でございますが、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙について、この後の全員協議会で、立候補による選挙か、議長の指名推選とするのか協議していただく事としております。

次に、栄町都市計画審議会委員の推薦について、今年2月に開催いたしました全員協議会で都市計画審議会委員の推薦について、その任期が令和2年2月17日で終了することから、引き続き栄町議会から当該審議会委員に2名の推薦依頼が町長より議会議長宛てにまいりました。協議した結果、4月に実施される議員選挙の立候補者等も不確定である中で、新たな委員の選出ではなく、引き続き、当時委員であった岡本議員と野田議員が選任されております。但し、改選後の全員協議会で再度協議しましょう。ということで決定しておりますが、この件について、本日の全員協議会で協議していただければと思います。

次に、議会議員の視察研修について申し上げます。この研修は、毎年1回実施しているもので、議会費の議員活動支援事業として、議員の識見及び資質の向上を図る目的で、行政先進地等への視察研修を行うものであります。本日の全員協議会で事業概要を簡単にご説明させていただきますとともに、実施の有無、視察先の候補地の選定方法及び視察時期等について、全員協議会の場で、ご意見・ご提案等を伺わせていただければと思います。

次に、栄町議会申し合わせ事項の件でございます。

過日の当選者事前説明会でもご説明させていただきましたが、現在のものは、この4月30日までとしておりますので、5月1日からのものは、新議長のもとで全員協議会を開催し、協議していただくこととしてお願いさせていただきました。しかしながら、新たな申し合わせ事項を作成するのではなく、事務局(案)として、前任の申し合わせ事項を令和6年4月30日まで継続することとして、任期中において、気付いた点があれば、その都度全員協議会を開催して、ご協議していただくこととして、お願いさせていただければと思います。

次に、クールビズでございます。この前の臨時会においても言いましたが、今年も町においてはクールビズを実施しております。このことから、議会も執行部と同様に引き続き、クールビズの服装ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、今回6月定例議会ですので、議会の申し合わせ事項からいきますと、議会と執行部による恒例の懇親会を実施することとしておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言もつい先日解除になったばかりでありまして、6月の定例会最終日の合同懇親会は実施しないということをお願いしたいと思います。

なお、只今申し上げました6点につきましては、このあと開催されます全員協議会のほうで再度また議員の皆様にご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○委員長(野田泰博君) 橋本議長

○議長(橋本浩君) 水防議員の選挙はあまり記憶にないが、今まではどうやって決めていましたか。

○委員長(野田泰博君) 野平議会事務局長。

○事務局長(野平 薫君) いままでは、水防議員は手上げ式で、誰か立候補してくださいと

いう形ではなくて、過去24年間6期続けて指名推薦で行っている。ですから、全員協議会の中で協議してもらって指名推選という形をずっとこのところとっているのも、そういう形と同じようにしていただければと事務局の方では考えておるのですが、あとは議員の皆さん。当日も当然指名推薦でいきたいと思いますというふうに議長の方で、本会議で言いますけれど、その時に異議ありで出れば、その時点で選挙になってしまうので、本日の全員協議会の中でそれが確定できるものなのかどうなのか。その辺を見定めて本会議当日に臨めればということです。

○委員長（野田泰博君） 大野信正委員

○委員（大野信正君） 今は誰がやっていたっけ。

○委員長（野田泰博君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 大澤さんと橋本さんです。

このところずっと記録を見たのですが、この水防組合の議会議員の選挙はずっとやっていません。指名推薦でやっているということでございます。

○委員長（野田泰博君） ほかに何かございませんか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時59分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和2年6月3日

議会運営委員会委員長 野田 泰博